

国指定大山鳥獣保護区
大山特別保護地区
指定計画書
(環境省案)

平成19年 月 日

環 境 省

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

大山特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

大山鳥獣保護区のうち、鳥取県東伯郡琴浦町、西伯郡大山町並びに日野郡江府町所在国有林鳥取森林管理署571、572、574及び575の各林班、576林班ぬ、か1及びか2の各小班、577林班は1及びは2の各小班、578林班は小班、579林班ち小班、580林班ろ、は1及びは2の各小班、581林班、582林班い1からい4まで、ろ1、ろ2、は、に1からに3まで、ほ1、ほ2、へ、かの各小班、584林班い2及びい4の各小班、585林班ほ、は及びにの各小班、586林班へ小班、590林班ろ、は及びにの各小班並びに591、594、595、604から606まで、及び608の各林班の区域

(3) 特別保護地区の存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで(10年間)

(4) 特別保護地区の指定区分

大規模生息地の保護区

(5) 特別保護地区の指定目的

大山鳥獣保護区は、日本海に突出した孤立峰で中国地方の最高峰大山を中心とした中国山脈の北側に位置する区域である。周辺の連山や山麓とともに自然の変化に富み、標高700m~800m以上は、冷温帯落葉広葉樹林のブナ天然林が広がり、そこから低地に行くに従って、ミズナラ、シデ、イタヤカエデ等の多様な植生が見られる。

このような自然環境を反映して、鳥類においては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)に基づく国内希少野生動植物種であり、環境省レッドリストに掲載されている絶滅危惧B類のイヌワシ、クマタカ、絶滅危惧類のハヤブサを始めとする多くの猛禽類や絶滅危惧B類のヤイロチョウ等、134種が確認されている。また、ゴジュウカラ等の留鳥及びオオルリ等の夏鳥が繁殖している。哺乳類では、天然記念物に指定されているヤマネが生息している。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、大山山頂及びそれに連なる山陵部分を中心とする区域については、中国地方以西唯一の広面積を誇る典型的な日本海型ブナ林の原生林の中心地となっており、西日本における自然度の高い貴重な地域として位置づけられる。また、山頂付近は森林限界風衝地となっており、特別天然記念物に指定されている「大山のダイセンキャラボク純林(8ha)」がある。このような多様で自然度の高い植物相を反映して、当該区域は、イヌワシ、クマタカ等の大型猛禽類やヤマネ等の希少な鳥獣にとって、特に良好な生息地となっている。また、落葉広葉樹林帯には、ゴジュウカラやオオルリ等の留鳥や夏鳥が豊富に見られ、頂上付近は、日本固有種であり本州中部以北で繁殖するカヤクグリやイワヒバリ等の局所的な繁殖地となっている。

このように、当該区域は、大山鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要のある区域であると認められることから、当該区域を鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

2 特別保護地区の保護に関する指針

保護管理方針

- 1) 鳥獣保護区管理員により、イヌワシ、クマタカ等の希少な大型猛禽類、留鳥、夏鳥等の鳥獣の動向や生息状況を把握するための調査を行う。その中で、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）に基づく特定外来生物であるソウシチョウの生息が近年確認されているため、生息動向を監視することに留意する。
- 2) 利用者による鳥類への影響や違法捕獲防止のため、自然保護官や鳥獣保護区管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣の救護を含め、関係地方公共団体や関係機関との連携を図り、その対応にあたる。
- 3) 個体数調整を必要とする鳥獣における自然環境被害等が発生した場合、県が策定する特定鳥獣保護管理計画と整合を取りながら、他の鳥獣の生息に配慮し迅速な対応に努める。

3 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積
 総面積 2,266 ha

内訳

ア 形態別内訳

林野	2,266 ha
農耕地	- ha
水面	- ha
その他	- ha

イ 所有者別内訳

国有地	2,266 ha
-----	----------

国有林	{ 林野庁所管 2,266 ha 文部科学省所管 - ha	{ 制限林 2,266 ha 普通林 - ha	保安林	2,249 ha
			砂防指定地	17 ha
			その他	- ha
国有林以外の国有地（所管別に記載）				- ha

地方公共団体有地	- ha	都道府県有地	- ha
		市町村有地等	- ha
私有地等	- ha		
公有水面	- ha		

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域	- ha	自然環境保全地域特別地区	- ha
		自然環境保全地域普通地区	- ha
自然公園法による地域	2,266 ha	特別保護地区	930 ha
名称（大山隠岐国立公園）		特別地域	1,336 ha
		普通地域	- ha
文化財保護法による地域	8 ha		
名称（特別天然記念物：大山のダイセンキャラボク純林）			

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該区域は、中国山脈の北側に位置する中国地方では最高峰の大山とその周辺の連山の山頂及び尾根一帯である。

イ 地形、地質等

大山(1,709m)は剣ヶ峰を最高峰とする第4紀火山である。およそ2万年前に最後の火山活動が起こり比較的粘性度の高い石英安山岩が盛り上がり、溶岩円頂丘を形成し、活動を終息した。現在は、西側は伯耆富士、出雲富士とも呼ばれる円錐形の斜面、北側と南側は著しく崩壊が進みアルプス型の険しい岩壁となっており、火山体の解体期に入っている。東側斜面は、船上山、勝田ヶ山、甲ヶ山、矢筈ヶ山の東大山山塊が、溶岩台地や古期大山の火砕岩からなる急峻な山容を示している。地質は、両輝石石英安山岩を主とする溶岩・凝灰角礫岩からなる古い地質で構成されている。

ウ 植物相の概要

当該区域は、大山の裾野から山体に移行する大山寺あたりから山体に天然林が残されている。大部分はブナ林を主体とする冷温帯落葉広葉樹林となっており、一部でミズナラ林、シデ林が見られる。標高1,300m付近からは、冬季の季節風、積雪などによって本州で見られる亜高山帯針葉樹林は無く、落葉低木帯となる。山頂付近緩斜面には、特別天然記念物のダイセンキャラボク林及び山頂草原が見られる。

エ 動物相の概要

当該区域は、鳥類については、生態系の頂点に位置しており環境省レッドリストに掲載されている絶滅危惧ⅠB類のイヌワシ、クマタカ等の大型猛禽類、同じく絶滅危惧B類のブッポウソウ、ヤイロチョウ等の多くの生息が確認されている。

また、山頂付近には、主に本州中部以北で繁殖するカヤクグリやイワヒバリ等が局所的に繁殖しており特徴を成している。

当該区域は、大型の哺乳類の生息種類数が少なく、過去の調査においては、ツキノワグマ、カモシカ及びニホンジカの生息は確認されておらず、周辺部においてイノシシが普通に見られる他は、まれにニホンザルの単独の個体が観察される。

中型哺乳類は、キツネ、タヌキ、アナグマ等が生息し、小型の哺乳類としては、ヤマネの生息が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該区域及び鳥獣保護区内においては、鳥獣の農林水産物への被害は発生していないが、周辺地域において、イノシシによる農作物被害が増加してきている。

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規程による補償に関する事項

当該区域において、第32条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

6	施設整備に関する事項	
	特別保護地区用制札	20本
	案内板	4基
	解説板	3基